

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第十二条、第二十一条関係） 一 〓 三百四 （略） 三百五 フェニル酢酸エチル 三百六 フェネチルアミン 三百七 〓 三百九 （略） 三百十 ブタノール 三百十一 ブチルアミン 三百十二 〓 四百九 （略）	別表第一（第十二条、第二十一条関係） 一 〓 三百四 （略） 三百五 フェニル酢酸エチル 三百六 〓 三百八 （略） 三百九 ブタノール 三百十 〓 四百七 （略）